

## アプリバサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

1. このアプリバサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）及び株式会社ユニフィニティー（以下、「本提携先」といいます。）が共同で開発及び運用し、当社が提供する基本サービス「アプリバ」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。本サービスには、有償で提供されるものと無償で提供される一部制限を設けたもの（以下、「無料お試しサービス」といいます。）があります。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

#### 第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、ノーコードでアプリケーションを作成できるプラットフォーム（以下、「本プラットフォーム」といいます。）及びクラウドデータベース（以下、「本クラウドDB」といいます。）をパッケージ化したサービスであり、次の各号の内容から構成されます。

##### （1）本プラットフォーム

利用者がノーコードでアプリケーションを作成できるプラットフォームです。次に掲げる内容から構成されます。

- ① 汎用的な画面パターンの組合せを設定すること等により、簡易なアプリケーションを作成できるサービス。
- ② 画面コントロール、処理コンポーネントその他の機能を用いて、①と比較してより本格的なアプリケーションを作成できるサービス。
- ③ カメラ、GPS その他のデバイスの機能を用いることができ、オフラインでも使用可能なアプリケーションの実行環境。
- ④ 利用者が使用するアカウント（以下、「ユーザーアカウント」といいます。）の管理、作成したアプリケーションの端末への配信設定、アプリケーションから保存されたデータの管理等により、アプリケーションを一元管理するバックエンドサービス。

##### （2）本クラウドDB

本プラットフォームにより利用者が作成したアプリケーションにおいて利用者又は利用者が当該アプリケーションを利用させる者（以下、「エンドユーザー」といいます。）が作成又は保存したデータ（基本約款における「利用者データ」の一部に該当し、以下、本約款においても「利用者データ」といいます。）の格納先となるクラウド上のデータベースです。

### 第3条（申込み）

1. 当社は、基本約款に定める申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、本提携先が不相当と認めた場合も、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

### 第4条（利用開始日、利用契約の成立）

1. 本サービスの提供は、初回料金の支払の確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結されたことを前提に当社が申込者に対して通知した利用開始日から開始されます。

### 第5条（利用料金、支払方法・支払期限）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本サービスの利用に関する利用料金を、その翌月の末日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は、クレジットカード払い又は銀行振込とします。なお、利用料金の支払に要する振込手数料その他の費用は利用者の負担とします。
3. 利用開始日の属する月及び利用契約が解除された日の属する月の利用料金はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。
4. 利用者は、ユーザーアカウント数又は本クラウドDBへのデータ保存可能容量の変更を希望する場合は、当社が別途指定する方法により当社に申し出るものとし、当社はこの場合の利用料金の変更について利用者に対して別途通知するものとします。

### 第6条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間はないものとします。

### 第7条（解約）

1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、当社に対し当社所定の方法により、毎月1日から20日までに通知することによって当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することによって翌月末日をもって、利用契約を解約することができます。

### 第8条（会員ID）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、当社の会員登録の他、本提携先の会員登録を行い、本提携先の会員IDを取得するものとします。

### 第9条（再委託）

1. 当社は、利用契約に基づく義務を履行するにあたり、当社が指定する第三者に再委託で

きるものとし、この場合、当社は自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に対して負わせるものとし、

#### 第10条（サポート）

1. 本サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社及び本提携先が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

#### 第11条（禁止事項）

1. 利用者は、基本約款に定める禁止事項に加え、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
  - (1) 本サービスを変更、追加、削除等により改変し又は複製する行為
  - (2) 本サービスをインターネットその他のネットワークを介して、有線又は無線を問わず、送信し又は放送する行為
  - (3) 本サービスを第三者に提供するために共有化した環境で利用する行為
  - (4) 本サービスを逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングする行為
  - (5) 本サービスの媒体上に付された権利表示を削除し、変更し又は不明確化する行為
  - (6) 本サービスを利用して第三者の権利を侵害するアプリケーションを作成又は開発する行為
  - (7) 利用契約で付与された許諾の範囲を超えて本サービスを利用する行為
  - (8) 本サービスの内容等が記載された書面、資料、マニュアルその他の文書（電磁的記録によるものを含みます。）を複製し又は当該文書を譲渡若しくは占有移転する行為
  - (9) 前各号に準じると当社及び本提携先が判断する行為

#### 第12条（第三者の利用）

1. 基本約款の第三者による当社サービスの利用の規定にかかわらず、利用者は、本サービスの全部又は一部を、有償又は無償を問わず、第三者に利用させる（直接又は間接を問わず、ID・アカウント・パスワード等を貸与又は発行して本サービスを利用させること、本サービスを組み込んだサービスを利用させることを含みますが、これらに限りません。）ことはできません。ただし、当社及び本提携先の事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。
2. 利用者は、利用者が本サービスを使用して作成したアプリケーションをエンドユーザーに利用させることができます。エンドユーザーが行った一切の行為（不作為を含みます。）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務（エンドユーザーが当社及び第三者に対して負うものを含みます。）を負うことについて同意します。

### 第13条（禁止行為等への措置）

1. 利用者が基本約款及び本約款に定める禁止行為等を行うことにより、他の利用者のサービス利用又は当社のサービス運営（当社サーバ設備の保守等を含みますが、これに限りません。）に支障を与えると当社が判断した場合、当社は、当該利用者に対し、基本約款に定める措置に加え、次の各号に該当する措置を講ずることができるものとし、当該措置に関し、当社は利用者に対し一切責任を負いません。
  - (1) 利用者データの削除要請
  - (2) 前号の措置後、指定の期限を経過しても是正されない場合、本サービスの利用制限
  - (3) 前二号のいずれかの措置後、指定の期限を経過しても是正されない場合、利用者データの削除又は移動
2. 当社は、前項第2号又は第3号の措置を講ずる場合には、利用者に対して事前に、その旨及び理由を通知します。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合は、この限りではありません。
3. 当社が第2項の措置を講じた場合であっても、利用者は、本サービスの利用料金を全額支払うものとし、

### 第14条（利用履歴情報等）

1. 当社及び本提携先は、利用者の本サービスの利用に係る履歴情報（アクセスした画面、使用ログ等を含みますが、これらに限りません。ただし、個人情報を含まないものとし、以下、「本利用履歴情報」といいます。）を取得することができるものとし、
2. 当社及び本提携先は、本利用履歴情報を相互に提供することができるものとし、当社及び本提携先は、本サービスその他の当社又は本提携先の製品及びサービスの向上の目的の範囲で、本利用履歴情報を解析、分析その他の利用を行うことができるものとし、利用者は、本条に定める本利用履歴情報の取得、提供及び利用について、あらかじめ同意するものとし、

### 第15条（利用者情報の提供）

1. 利用者の個人情報その他の本サービスに関連して利用者から当社に提供される情報（以下、「利用者情報」といいます。）は、本サービスの提供（本サービスのメンテナンス及びサポートの提供を含みますが、これらに限られません。以下、同じ。）のために当社が必要と認める範囲で、本提携先及び再委託先に提供され、本サービスの提供を行うために本提携先及び再委託先が利用することができ、利用者はこのことに同意するものとし、

### 第16条（第三者との紛争）

1. 利用者による本サービスの利用に起因して第三者（日本国内外を問いません。）と当社、

本提携先又は利用者との間に発生した紛争に関し、当社及び本提携先は一切の責任を負わず、利用者は自らその責任と費用負担において当該紛争を解決し、当社及び本提携先は一切の損害が生じないようにするものとします。

## 第2章 本プラットフォーム

### 第17条（本プラットフォームに係る権利の帰属）

1. 本プラットフォームに係る特許権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は、本提携先に帰属します。
2. 利用契約は、当社が利用者に対して次条第1項に定義する本ライセンスを許諾するものであり、本プラットフォームに係る一切の知的財産権は、利用者に移転するものではなく、引き続き本提携先に帰属します。

### 第18条（ライセンスの許諾）

1. 当社は利用者に対し、本プラットフォームについて、次の各号の行為を行うことができる非独占的な権利（以下、「本ライセンス」といいます。）を許諾し、利用者は、本約款に基づき、次の各号の範囲内で利用するものとします。
  - (1) 利用者が保有又は管理するパーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット、その他のデバイスに当社指定のソフトウェアをインストールして本プラットフォームを利用すること
  - (2) 本提携先が提供するサーバにアクセスすることにより本プラットフォームを利用すること
2. 基本約款の第三者による当社サービスの利用の規定にかかわらず、利用者は、本ライセンスを、有償又は無償を問わず、第三者（日本国内外を問わず、利用者の子会社及び関連会社を含みます。）に譲渡し又は再許諾（再々許諾又はそれ以降の許諾を含みます。）することはできません。ただし、第12条第1項但書に定める当社及び本提携先の事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。
3. 本プラットフォームには、当社又は本提携先が第三者から利用許諾を受けて提供しているもの（オープンソース・ソフトウェアを含みますが、これに限られません。以下、「第三者提供物」といいます。）が含まれる場合があります。この場合、当該第三者提供物に関して、その不具合、提供の中断その他の事由により利用者が損害を被った場合、当社は、当社が当該第三者に対して損害賠償等を請求することができる範囲においてのみ責任を負うものとします。
4. 利用者は、第三者提供物を利用するにあたり、当該第三者提供物の提供者が定める一切の利用規約等（第三者提供物がオープンソース・ソフトウェアである場合のオープンソース・ソフトウェアライセンスを含みますが、これに限られません。）を遵守するものとします。

### 第3章 本クラウドDB

#### 第19条（本クラウドDBに係る権利の帰属）

1. 本クラウドDB及び本プラットフォームと本クラウドDBとのAPI連携（以下、「本API」といいます。）に係る特許権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 利用契約は、当社が利用者に対して本クラウドDB及び本APIの利用を許諾するものであり、本クラウドDB及び本APIに係る一切の知的財産権は、利用者に移転するものではなく、引き続き当社に帰属します。
3. 本クラウドDB及び本APIには、第三者提供物が含まれる場合があります。この場合、当該第三者提供物に関して、その不具合、提供の中断その他の事由により利用者が損害を被った場合、当社は、当社が当該第三者に対して損害賠償等を請求することができる範囲においてのみ責任を負うものとします。
4. 利用者は、第三者提供物を利用するにあたり、当該第三者提供物の提供者が定める一切の利用規約等（第三者提供物がオープンソース・ソフトウェアである場合のオープンソース・ソフトウェアライセンスを含みますが、これに限りません。）を遵守するものとします。

#### 第20条（データ等の管理）

1. 利用者は、本サービスに関し、利用者データを自己の費用と責任において管理し、バックアップを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与及び関知するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項その他の事項について、基本約款第29条に定める場合を除き、何ら責任を負うものではありません。
  - (1) 利用者データの漏洩、滅失、毀損等
  - (2) 利用者データの漏洩、滅失、毀損等の予防
  - (3) 利用者データの復旧
2. 利用者は、事由の如何にかかわらず、利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、本クラウドDBから利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかかわらず、本クラウドDB内の利用者データが削除されていない場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し一切の責任を負わないものとします。

### 第4章 無料お試しサービス

#### 第21条（無料お試しサービス）

1. 無料お試しサービスの内容は第2条第1項に定める内容のうちの一部のみであり、全ての内容を利用することはできない他、有償で提供される本サービスと比べて利用上の制

- 限があります。その詳細は、当社のサービスサイトにおいて定めるものとします。
2. 第4条の規定にかかわらず、無料お試しサービスの提供は、利用者の申込みに対して当社が承諾した時点から開始されます。
  3. 第5条第1項から第3項までの規定にかかわらず、無料お試しサービスは無償とします。
  4. 第5条第4項の規定にかかわらず、無料お試しサービスでは、利用者はユーザーアカウント数又は本クラウドDBへのデータ保存可能容量の変更をすることはできません。
  5. 第7条並びに基本約款における契約期間及び解約の規定にかかわらず、無料お試しサービスは、利用者が申込みを行った日の属する月の翌月末日をもって、利用者又は当社による解約その他の何らの手続を要することなく自動的に終了します。なお、利用者が当社に対して無料お試しサービスを解約する旨の通知を行った場合は、当社における解約の手続が完了した時点をもって解約の効力が生じるものとします。
  6. 第8条の規定にかかわらず、無料お試しサービスの利用者は、無料お試しサービスの利用にあたり、当社の会員登録を行う必要はありません。
  7. 本条に定めのない事項は、無料お試しサービスにも第1章から前章までの規定が適用されます。

## 附則

### 第1条（適用開始）

1. この約款は、2023年8月24日に制定され、同日より適用されます。